

# 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

## ◆◇目次◇◆

1. 事業者名称概要
2. 事業所の概要
3. 当事業所の運営方針
4. 職員の体制
5. 設備の概要
6. サービスの内容
7. サービス利用料金
8. サービス利用に当たっての留意事項
9. 虐待の防止
10. 緊急時の対応
11. 非常災害時の対応
12. サービス実施の記録について
13. 秘密の保持
14. 苦情・要望の受付について
15. 事故発生時の対応
16. 同意書

児童発達支援・放課後等デイサービス

[らく相談室まなえだ]

□ 1. 事業者名称概要

名 称	株式会社ブライト
法 人 所 在 地	京都市下京区朱雀正会町7
電 話 番 号	(075) 342-2685
代 表 者 氏 名	山崎 祥子
設 立 年 月	平成18年8月22日

□ 2. 事業所の概要

事業所の種類	児童発達支援事業・放課後等デイサービス
事業所の名称	らく相談室まなえだ
事業所の所在地	大津市梅林1丁目3-13 リンカーンビル2階
連 絡 先	電話：077-524-0717 FAX：077-526-5605
管 理 者 児童発達支援管理責任者	比良岡 美智代
定 員	1日10人
営業日	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日、夏季休暇、冬季休暇は除く。 研修会・学会出席等のため臨時休業する場合がある。
営業時間	10時から19時まで
サービス提供日 及び サービス提供時間	[児童発達支援] 月曜日 13時から16時まで 火・水・木・金曜日 10時から16時まで [放課後等デイサービス] 月～金曜日 16時から19時まで
指 定 年 月 日	平成29年6月1日
事 業 所 番 号	2550100479

□ 3. 当事業所の運営方針

- (1) 児童発達支援に当たっては、利用者が日常生活におけるコミュニケーション力を高める、言語発達促進のために必要な言語指導と家族への助言を行い、集団生活に適應できることを目的とします。
- (2) 放課後等デイサービスに当たっては、利用者が日常生活におけるコミュニケーション力を高める、言語発達促進のために必要な言語指導と家族への助言を行い、言語発達に即した学習指導によって、社会的適應ができることを目的とします。

□ 4. 職員の体制

当事業所では、各事業を提供する職員として、全体で以下の職種の職員を配置しています。なお、職員配置については、児童福祉法と障害児自立支援法の指定基準を遵守しています。

管理者	1名	職員の管理、業務の管理を行います
児童発達支援管理責任者	1名	常勤 利用者の支援計画の作成、利用者又はその家族に対する相談、並びに他の従業者に対する指導及び助言を行います。
保育士	1名	非常勤 個別支援計画に基づき適切に指導等を行います。
言語聴覚士	2名	常勤1名 非常勤2名 個別支援計画に基づき適切に指導等を行います。
児童指導員	3名	非常勤3名 個別支援計画に基づき適切に指導等を行います。
指導員	2名	非常勤2名 指導等の補助を行います。

□ 5. 設備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

(1) 施設

鉄骨造6階建の2階を使用

(2) 設備

設備の種類	数	備考
指導室	1室	約30㎡
相談室	1	
事務スペース	1	
トイレ	1	洗面台付、洋式トイレ
台所	1	
自動火災報知機	1	ビル全体の各部屋に設置されている

\*上記は、厚労省が定める基準により必置が義務づけられている施設・設備です。

□ 6. サービスの内容

[児童発達支援]

保護者同伴での言語・コミュニケーション指導、保護者相談

指導形態：1回60分個別指導

- (1) コミュニケーション指導
- (2) 補助代替コミュニケーションの指導
- (3) 言語発達促進の指導
- (4) 保護者相談
- (5) 在籍園との連携

[放課後等デイサービス]

言語・コミュニケーション指導、言語発達段階に即した学習指導、保護者相談

指導形態：1回60分個別指導

- (1) コミュニケーション指導
- (2) 補助代替コミュニケーションの指導
- (3) 言語発達促進の指導
- (4) 言語発達に即した学習支援
- (5) 保護者相談
- (6) 在籍校との連携

※サービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。利用者の同意をいただきます。

□7. サービス利用料金

(1) 児童発達支援給付費

①基本料	830単位
②児童指導員等配置加算	12単位
③事業所内相談支援加算（特別に相談を行ったときなど）	35単位
④関係機関連携加算（在籍校園への訪問、連携）	200単位
⑤欠席時対応加算（前日、当日の急病等により利用を中止した場合。台風・大雨・暴風などの悪天候などの場合は必要ありません。）	94単位

(2) 放課後等デイサービス給付費

①基本料	(平日) 612単位 (長期休暇等) 730単位
②児童指導員等配置加算	(平日) 9単位 (長期休暇等) 12単位
③事業所内相談支援加算（特別に相談を行ったときなど）	35単位
④関係機関連携加算（在籍校園への訪問、連携）	200単位
⑤欠席時対応加算（前日、当日の急病等により利用を中止した場合。台風・大雨・暴風などの悪天候などの場合は必要ありません。）	94単位

(3) 定率負担額

利用者負担は上記の表〔通所支援利用料金表〕の1割相当になります。

\*定率負担額には上限が定められています。

- (4) 利用料金は1か月ごとに計算し、翌月に請求します。ご利用料金のお支払いは請求月の末日までに当事業所へ直接現金でお支払いください。

□8. サービス利用に当たっての留意事項

(1) 受給者証の確認

利用手続き時に確認します。受給者証の記載内容に変更があった場合、更新手続きが行われたなどの場合に、速やかにお知らせください。当事業所より受給者証の確認をさせていただく場合にはご提示ください。

- (2) 当事業者所への来室は、保護者の責任において行うものとします。

□9. 虐待の防止について

従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

虐待防止に関する責任者 比良岡 美智代

□10. 緊急時の対応

指導中に利用者の病状の急変や怪我などが生じた場合、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医や医療機関へ連絡し搬送するなどいたします。

\*事業所の協力医療機関

医療機関名	医療法人中央会 光吉医院	診療科	小児科・内科
所在地	大津市浜大津2丁目2番2号		
代表者	光吉 出	電話番号	522-7526

□11. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します。
平時の訓練	別途定める消防計画書に従い年に2回以上、避難・防災訓練を行います。
防火管理者	比良岡 美智代

□12. サービス実施の記録について

当事業所は、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。

□13. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた利用者及びその家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らすことはいたしません。(秘密保持)

□14. 苦情・要望の受付について

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

担当	横山 由起子
受付時間	13:00～18:00
受付日	月曜日～金曜日(休業日を除く)
電話番号	077-524-0717

(2) 行政機関その他苦情受付機関

滋賀県障害福祉課	所在地	大津市京町4丁目1-1
	電話番号	528-3544
	FAX番号	528-4853
大津市障害福祉課	所在地	大津市御陵町3-1
	電話番号	528-2745
	FAX番号	524-0086

□15. 事故発生時の対応

万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

(1) 損害保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

(2) 損害保険の種類 損害賠償保険

以上

# 同意書

年 月 日

指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業所名称： らく相談室まなえだ

代表者： 山崎 祥子

説明者名： 管理者・児童発達支援管理責任者 比良岡 美智代 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者氏名：

契約者住所：

契約者氏名：

続柄：

上記内容を証するために、重要事項説明書および同意書を2部作成し、契約者と説明者がそれぞれ記名捺印のうえ、各一部ずつ保管するものとします。